

保険税は国保を支えています

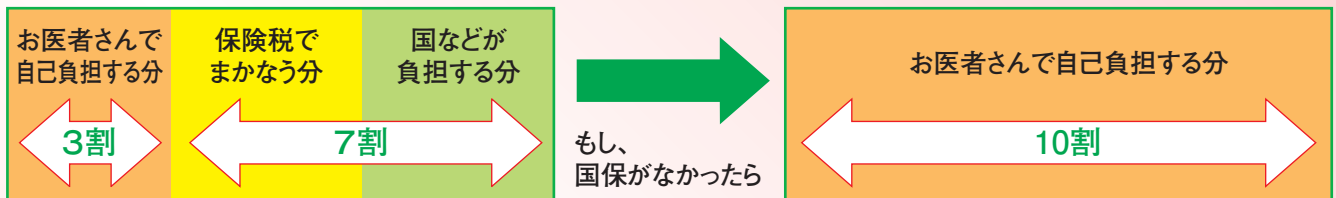
国保は加入者のみなさんが保険税を出し合い、病気やケガをしたときに備えるしくみです。そのおかげで、私たちは医療費の一部を負担することができます。

国保の貴重な財源である保険税が納められないと、このしくみが成り立たなくなります。保険税は国保を支えているのです。

医療費の負担のしくみ

お医者さんにかかったときの医療費(10割)

お医者さんにかかったときの医療費(10割)



※3歳以上70歳未満の場合

かかった医療費を
全額自己負担しなければなりません!

保険税は納期限内に納めましょう

保険税を滞納すると、入院時の高額療養費の限度額適用認定が受けられない場合があります(70歳未満の場合)。さらに未納期間に応じて下記のような措置がとられます。

どうしても納付が困難なときは ご相談ください

特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により保険税の分割納付などができます。滞納のままにせず、お早めに国保担当窓口までご相談ください。

納期限を
過ぎると

督促が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

それでも
納めない

通常の保険証の代わりに、短期被保険者証が交付されます。

短期被保険者証とは

有効期間が短い保険証です。このため、ひんばんに更新手続きが必要となります。

納期限から
1年が
過ぎると

保険証を返してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。

資格証明書とは

国保の被保険者であることを証明するものですが、保険証とは異なり、お医者さんにかかるときは医療費をいったん全額自己負担しなければなりません。

納期限から
1年6か月
を過ぎると

国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

それでも
納めないで
いると

差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

そのほかにも

財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。また、介護保険の第2号被保険者がいる場合は介護保険の給付も制限される場合があります。